

行政手続法 (一条二条) 総則

施行
平成六・一〇・一 (平成六政三〇二)
改正
平成一五法一一九、平成一七法七三、平成一八法五八・法六六

目次
第一章 総則 (一条一四條)
第二章 申請に対する処分 (五條一一条)
第三章 不利益処分
第一節 通則 (二條一四條)
第二節 聴聞 (一五條一八條)
第三節 弁明の機会の付与 (二九條一三二條)
第四章 行政指導 (三二條一三六條)
第五章 届出 (三七條)
第六章 意見公募手続等 (三八條一四五條)
第七章 補則 (四六條)

第一章 総則

(目的等)

第一条① この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性 (行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六條において同じ。) の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 法令 法律、法律に基づく命令 (告示を含む)、条例及び地方公共団体の執行機関の規則 (規程を含む。以下「規則」という。) をいふ。
二 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分 (以下「許可等」という。) を求める行為であつて、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
四 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分
ロ 申請により求められた許可等を拒否する処分
ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
ニ 許可等の効力を失わせる処分であつて、当該許可等の基礎となつた事実が消滅した旨の届出があつたことを理由としてされるもの
五 行政機関 次に掲げる機関をいう。
① 憲法三三、三一 (処分) 二四 (行政指導) 二四 (届出) 二四 (命令) 二四 (他の法律の特別の定め) 一三〇、一五〇、二〇〇 (他の法律による適用除外) 二二章、三三章 (本法の定めによる適用除外) 三、四

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) 第四十九條第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法 (昭和二十三年法律第二十号) 第三條第二項に規定する機関、会計検査院若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められた職員
ロ 地方公共団体の機関 (議會を除く。)
平成一七法七三本号改正
六 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。
七 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為 (申請に該当するものを除く。) であつて、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの (自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。) をいう。
八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。
イ 法律に基づく命令 (処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。) 又は規則
ロ 審査基準 (申請により求められた許可等をするかどうかをその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)
ハ 処分基準 (不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

H24
1772Xa

行政指導指針 (同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。)
平成一七法七三本号追加
① 行政手続法
② 行政訴訟法
③ 行政不服審査法
④ 地方自治法
⑤ 地方公共団体の機関
⑥ 労働基準法
⑦ 労働組合法
⑧ 労働契約法
⑨ 労働争議調停法
⑩ 労働関係調整法
⑪ 労働時間法
⑫ 労働安全衛生法
⑬ 労働安全衛生法
⑭ 労働安全衛生法
⑮ 労働安全衛生法
⑯ 労働安全衛生法
⑰ 労働安全衛生法
⑱ 労働安全衛生法
⑲ 労働安全衛生法
⑳ 労働安全衛生法
㉑ 労働安全衛生法
㉒ 労働安全衛生法
㉓ 労働安全衛生法
㉔ 労働安全衛生法
㉕ 労働安全衛生法
㉖ 労働安全衛生法
㉗ 労働安全衛生法
㉘ 労働安全衛生法
㉙ 労働安全衛生法
㉚ 労働安全衛生法
㉛ 労働安全衛生法
㉜ 労働安全衛生法
㉝ 労働安全衛生法
㉞ 労働安全衛生法
㉟ 労働安全衛生法
㊱ 労働安全衛生法
㊲ 労働安全衛生法
㊳ 労働安全衛生法
㊴ 労働安全衛生法
㊵ 労働安全衛生法
㊶ 労働安全衛生法
㊷ 労働安全衛生法
㊸ 労働安全衛生法
㊹ 労働安全衛生法
㊺ 労働安全衛生法

(適用除外)

第三条① 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章までの規定は、適用しない。
一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によってされる処分
二 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分
三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分
四 検査官会議で決すべきものとされている処分及び会計検査の際にされる行政指導 (平成一七法七三本号改正)
五 刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分及び行政指導
六 国税又は地方税の犯規事件に関する法令 (他の法令において準用する場合を含む。) に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員 (他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。) がする処分及び

行政手続法 (三条) 総則

行政指導並びに金融商品取引の犯規事件に関する法令に基づいて証券取引等監視委員会、その職員 (当該法令においてその職員とみなされる者を含む。)、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導 (平成一八法六六本号改正)
七 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導
八 刑務所、少年刑務所、拘留所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、收容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導 (平成一七法一六〇、平成一八法五八本号改正)
九 公務員 (国家公務員法 (昭和二十二年法律第二百一十号) 第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第三条第一項に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)、又は公務員であつた者に対してその職務又は身分に關してされる処分及び行政指導 (平成二五法一一九本号改正)
十 外国人の出入国、難民の認定又は帰化に關する処分及び行政指導
十一 専ら人の学識技能に關する試験又は検定の結果に關する処分
十二 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分 (その双方を名あて人とするものに限る。) 及び行政指導
十三 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接に与えられたその他の職員によつてされる処分及

① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) 第四十九條第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法 (昭和二十三年法律第二十号) 第三條第二項に規定する機関、会計検査院若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められた職員
② 地方公共団体の機関 (議會を除く。)
平成一七法七三本号改正
③ 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。
④ 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為 (申請に該当するものを除く。) であつて、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの (自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。) をいう。
⑤ 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。
イ 法律に基づく命令 (処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。) 又は規則
ロ 審査基準 (申請により求められた許可等をするかどうかをその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)
ハ 処分基準 (不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

根拠となる規定は法律に基づかれない。
1772Xa) 適用されない。

手形法 (二六条—三五条) 為替手形 保証

④一三〇、三〇一、三〇二
⑤「特別の記載」二二〇、二二一の記載の要求
④①、四四〇①「引受けの日付の記載」三五、五三二
④②「引受けの日付」三五、五三二
④③「引受けの日付」三五、五三二
④④「引受けの日付」三五、五三二
④⑤「引受けの日付」三五、五三二
④⑥「引受けの日付」三五、五三二

第二六条【不単純引受け】①引受ハ単純ナルベシ但シ支取人ハ之ヲ手形金額ノ一部ニ制限スルコトヲ得
②引受ニ依リ為替手形ノ記載事項ニ加ヘタル他ノ変更ハ引受ノ拒絶タル効力ヲ有ス但シ引受人ハ其ノ引受ノ文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ
③「引受けの日付」三五、五三二
④「引受けの日付」三五、五三二
⑤「引受けの日付」三五、五三二

第二七条【引受人の第三者方払の記載】①振出人ガ支払人ノ住所地下異ル支払地ヲ為替手形ニ記載シタル場合ニ於テ第三者方ニテ支払ヲ為スベキ旨ヲ定メザリシトキハ支払人ハ引受ヲ為スニ當リ其ノ第三者ヲ定ムルコトヲ得之ヲ定メザリシトキハ引受人ハ支払地ニ於テ自ラ支払ヲ為ス義務ヲ負ヒタルモノト看做ス
②「引受けの日付」三五、五三二
③「引受けの日付」三五、五三二
④「引受けの日付」三五、五三二

第二八条【引受けの効力】①支払人ハ引受ニ因リ満期ニ於テ為替手形ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ
②支払ナキ場合ニ於テハ所持人ハ第四八条及第四九条ノ規定ニ依リテ請求スルコトヲ得ベキ一切ノ金額ニ付引受人ニ対シ為替手形ヨリ生ズル直接ノ請求権ヲ有ス所持人ガ振出人ナルトキト雖モ亦同ジ
③「引受けの日付」三五、五三二
④「引受けの日付」三五、五三二

第二九条【引受けの抹消】①為替手形ニ引受ヲ記載シタル支払人ガ其ノ手形ヲ返還前ニ之ヲ抹消シタルトキハ
②「引受けの日付」三五、五三二
③「引受けの日付」三五、五三二
④「引受けの日付」三五、五三二

満期

引受ヲ拒ミタルモノト看做ス抹消ハ証券ノ返還前ニ之ヲ為シタルモノト推定ス
②前項ノ規定ニ拘ラズ支払人ガ書面ヲ以テ所持人又ハ手形ニ署名シタル者ニ引受ノ通知ヲ為シタルトキハ此等ノ者ニ対シ引受ノ文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ
③「引受けの日付」三五、五三二
④「引受けの日付」三五、五三二

第四章 保証

第三〇条【要件】①為替手形ノ支払ハ其ノ金額ノ全部又ハ一部ニ付保証ニ依リテ之ヲ担保スルコトヲ得
②第三者ハ前項ノ保証ヲ為スコトヲ得手形ニ署名シタル者ト雖モ亦同ジ
③「引受けの日付」三五、五三二
④「引受けの日付」三五、五三二

第三一条【方式】①保証ハ為替手形又ハ補箋ニ之ヲ為スベシ
②保証ハ「保証」其ノ他之同ノ意義ヲ有スル文字ヲ以テ表示シ保証人署名スベシ
③為替手形ノ表面ニシタル署名ハ之ヲ保証ト看做ス但シ支払人又ハ振出人ノ署名ハ此ノ限ニ在ラズ
④保証ニハ何人ノ為ニ之ヲ為スカヲ表示スルコトヲ要ス其ノ表示ナキトキハ振出人ノ為ニ之ヲ為シタルモノト看做ス
⑤「引受けの日付」三五、五三二
⑥「引受けの日付」三五、五三二
⑦「引受けの日付」三五、五三二

第三二条【効力】①保証人ハ保証セラレタル者ト同一ノ責任ヲ負フ
②保証ハ其ノ担保シタル債務ガ方式ノ瑕疵ヲ除キ他ノ如何ナル事由ニ因リテ無効ナルトキト雖モ之ヲ有効トス
③保証人ガ為替手形ノ支払ヲ為シタルトキハ保証セラレタル者及其ノ為替手形上ノ債務者ニ対シ為替手形

第五章 満期

第三三条【満期の種類】①為替手形ハ左ノ何レカトシテ之ヲ振出スコトヲ得
一 一覽後定期払
二 一覽後定期払
三 日附後定期払
四 確定日払

前項ト異ル満期又ハ分割払ノ為替手形ハ之ヲ無効トス
②「引受けの日付」三五、五三二
③「引受けの日付」三五、五三二
④「引受けの日付」三五、五三二

第三四条【一覽払手形の満期】①一覽払ノ為替手形ハ呈示アリタルトキ之ヲ支払フベキモノトス此ノ手形ハ其ノ日附ヨリ一年内ニ支払ノ為之ヲ呈示スルコトヲ要ス振出人ハ此ノ期間ヲ短縮シ又ハ伸長スルコトヲ得裏書人ハ此等ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得
②振出人ハ一定ノ期日前ニ一覽払ノ為替手形ヲ支払ノ為呈示スルコトヲ得ザル旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ呈示ノ期間ハ其ノ期日ヨリ始マル
③「引受けの日付」三五、五三二
④「引受けの日付」三五、五三二

第三五条【一覽後定期払手形の満期】①一覽後定期払ノ為替手形ノ満期ハ引受ノ日附又ハ拒絶証券ノ日附ニ依リテ之ヲ定ム
②拒絶証券アラザル場合ニ於テハ日附ナキ引受ハ引受人ニ関スル限り引受ノ為ノ呈示期間ノ末日ニ之ヲ為シタルモノト看做ス
③「引受けの日付」三五、五三二
④「引受けの日付」三五、五三二

①付通源
②期本帳録
③口付中斷

第三六条【満期の決定及び期間の計算方法】①日附後又ハ一覽後一月又ハ数月ヲ為替手形ハ支払ヲ為スベキ月ニ於ケル日ヲ以テ満期トス應当日ナキトキハ其ノ月ノ末日ヲ以テ満期トス
②日附後又ハ一覽後一月半又ハ数月半ヲ為替手形ニ付テハ先ヅ全月ヲ計算ス
③月ノ始、月ノ央(一月ノ央、二月ノ央等)又八月ノ終ヲ以テ満期ヲ定メタルトキハ其ノ月ノ一日、十五日又ハ末日ヲ謂フ
④「引受けの日付」三五、五三二
⑤「引受けの日付」三五、五三二

第三七条【曆を異にする地における満期の決定方法】①振出地ト曆ヲ異ニスル地ニ於テ確定日ニ支払フベキ為替手形ニ付テハ満期ノ日ハ支払地ノ曆ニ依リテ之ヲ定メタルモノト看做ス
②曆ヲ異ニスル地ノ間ニ振出シタル為替手形ガ日附後定期払ナルトキハ振出ノ日ヲ支払地ノ曆ノ應当日ニ換ヘ之ニ依リテ満期ヲ定ム
③為替手形ノ呈示期間ハ前項ノ規定ニ從ヒテ之ヲ計算ス
④前項ノ規定ハ為替手形ノ文言又ハ証券ノ単ナル記載ニ依リ別段ノ意思ヲ知り得ベキトキハ之ヲ適用セズ
⑤「引受けの日付」三五、五三二
⑥「引受けの日付」三五、五三二
⑦「引受けの日付」三五、五三二

第三八条【支払のための呈示】①確定日払、日附後定期払又ハ一覽後定期払ノ為替手形ノ所持人ハ支払ヲ為スベキ日又ハ之ニ次グ二取引日内ニ支払ノ為手形ヲ呈示スルコトヲ要ス
②手形交換所ニ於ケル為替手形ノ呈示ハ支払ノ為ノ呈示タル効力ヲ有ス
③「引受けの日付」三五、五三二
④「引受けの日付」三五、五三二

第六章 支払

第三九条【受戻証券性、一部支払】①為替手形ノ支払人ハ支払ヲ為スニ當リ所持人ニ対シ手形ニ受取ヲ証スル記載ヲ為シテ之ヲ交付スベキコトヲ請求スルコトヲ得
②所持人ハ一部支払ヲ拒ムコトヲ得ズ
③一部支払ノ場合ニ於テハ支払人ハ其ノ支払アリタル旨ノ手形上ノ記載及受取証書ヲ交付ヲ請求スルコトヲ得
④「引受けの日付」三五、五三二
⑤「引受けの日付」三五、五三二

第四〇条【満期前の支払、支払人の調査義務】①為替手形ノ所持人ハ満期前ニハ其ノ支払ヲ受クルコトヲ要セズ
②満期前ニ支払ヲ為ス支払人ハ自己ノ危険ニ於テ之ヲ為スモノトス
③満期ニ於テ支払ヲ為ス者ハ意圖又ハ重大ナル過失ナキ限り其ノ責ヲ免ル此ノ者ハ裏書ノ連続ノ整否ヲ調査スル義務アルモ裏書人ノ署名ヲ調査スル義務ナシ
④「引受けの日付」三五、五三二
⑤「引受けの日付」三五、五三二

第四一条【引受拒絶又ハ支払拒絶ニ因ル遡求】①引受拒絶又ハ支払拒絶ニ因ル遡求ハ所持人ガ裏書人ニ對シ其ノ遡求權ヲ行フコトヲ得左ノ場合ニ於テハ満期前ト雖モ亦同ジ
②「引受けの日付」三五、五三二
③「引受けの日付」三五、五三二

第七章 引受拒絶又ハ支払拒絶ニ因ル遡求
第四二条【遡求の實質的条件】満期ニ於テ支払ナキトキハ所持人ハ裏書人、振出人其ノ他ノ債務者ニ對シ其ノ遡求權ヲ行フコトヲ得左ノ場合ニ於テハ満期前ト雖モ亦同ジ
②「引受けの日付」三五、五三二
③「引受けの日付」三五、五三二

第四二条 外国通貨表示の手形の支払

①支払地ノ通貨ニ非ザル通貨ヲ以テ支払フベキ旨ヲ記載シタル為替手形ニ付テハ満期ノ日ニ於ケル價格ニ依リ其ノ國ノ通貨ヲ以テ支払ヲ為スコトヲ得債務者ガ支払ヲ遅滞シタルトキハ所持人ハ其ノ選択ニ依リ満期ノ日又ハ支払ノ日ノ相場ニ從ヒ其ノ國ノ通貨ヲ以テ為替手形ノ金額ヲ支払フベキコトヲ請求スルコトヲ得
②外国通貨ノ價格ハ支払地ノ慣習ニ依リテ之ヲ定ム但シ振出人ハ手形ニ定メタル換算率ニ依リテ支払金額ヲ計算スベキ旨ヲ記載スルコトヲ得
③前二項ノ規定ハ振出人ガ特種ノ通貨ヲ以テ支払フベキ旨(外国通貨現実支払文句)ヲ記載シタル場合ニハ之ヲ適用セズ
④振出国ト支払国トニ於テ同名異価ヲ有スル通貨ニ依リテ為替手形ノ金額ヲ定メタルトキハ支払地ノ通貨ニ依リテ之ヲ定メタルモノト推定ス
⑤「引受けの日付」三五、五三二
⑥「引受けの日付」三五、五三二

第四三条【手形金額の供託】第三八条ニ規定スル期間内ニ為替手形ノ支払ノ為ノ呈示ナキトキハ各債務者ハ所持人ノ費用及危険ニ於テ手形金額ヲ所轄官署ニ供託スルコトヲ得
②「引受けの日付」三五、五三二
③「引受けの日付」三五、五三二

第四四条【遡求の實質的条件】満期ニ於テ支払ナキトキハ所持人ハ裏書人、振出人其ノ他ノ債務者ニ對シ其ノ遡求權ヲ行フコトヲ得左ノ場合ニ於テハ満期前ト雖モ亦同ジ
②「引受けの日付」三五、五三二
③「引受けの日付」三五、五三二

民事訴訟法(二二〇条-二二六条) 総則 訴訟手続

三、三二四、三四五、三四六、三三七、三八一、三九四、四〇三、四〇四(本法以外の法令における決定の例)非訟五、六、民執四、五、九三、一〇四、一四四、一五九、民保一、二、三、破二五、九、民再三、三、会更四、一、九、言護しを要する決定(民執六九、E(送達を要する決定)破一七四、一七九、一八〇(本法における命令の例)九三、一三七、三九、一四八、一六二、一八九、二〇二、二八八、二八九、三〇一、三二四、三二五、三二六、三二七、三二八、三二九、三三〇、三三一、三三二、三三三、三三四、三三五、三三六、三三七、三三八、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五〇、三五〇(一)命令事件の審理(八七)但(二)命令の取消(二二〇)本条の例外(民保三、四)

訴訟指揮に関する裁判の取消し 二二〇条 訴訟の指揮に関する決定及び命令は、いつでも取り消すことができる。 二二〇条 訴訟の指揮に関する決定及び命令は、いつでも取り消すことができる。 二二〇条 訴訟の指揮に関する決定及び命令は、いつでも取り消すことができる。

裁判所書記官の処分に対する異議 二二一条 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が決定で、裁判をする。

判決に関する規定の準用 二二二条 決定及び命令には、その性質に反しない限り、判決に関する規定を準用する。

判事補の権限 二二三条 判決以外の裁判は、判事補が単独ですることができ。 二二三条 判決以外の裁判は、判事補が単独ですることができ。

訴訟手続の中断及び受継 第六節 訴訟手続の中断及び受継 二二四条 受継すべき場合(二二四、破四四、四五)受継の手続(二二七、二二八)

受継の通知 二二七条 訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、裁判所は、相手方に通知しなければならない。

受継についての裁判 二二八条 訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、裁判所は、職権で調査し、理由がないと認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。

職権による続行命令 二二九条 当事者が訴訟手続の受継の申立てをしない場合においても、裁判所は、職権で、訴訟手続の続行を命ずることができる。

裁判所の職務執行不能による中止 二三〇条 天災その他の事由によつて裁判所が職務を行うことができないときは、訴訟手続は、その事由が消滅するまで中止する。

当事者の故障による中止 二三一条 当事者が不定期間の故障により訴訟手続(二二七条)を中断し、一三三(三)の総則

訴訟手続 二二四条 一の各号に掲げる事由があるときは、訴訟手続は、中断する。

当事者の死亡 二二五条 当事者が死亡したときは、訴訟手続は、中断する。

信託財産管理 二二六条 信託財産管理の職務は、信託財産管理人が執行する。

信託財産管理人 二二七条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の選定 二二八条 信託財産管理人は、選定される。

信託財産管理人の職務 二二九条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の責任 二三〇条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の選任 二三一条 信託財産管理人は、選定される。

信託財産管理人の職務 二三二条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の責任 二三三条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の選任 二三四条 信託財産管理人は、選定される。

信託財産管理人の職務 二三五条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

訴訟手続 二二五条 一の各号に掲げる事由があるときは、訴訟手続は、中断する。

信託財産管理人 二二六条 信託財産管理の職務は、信託財産管理人が執行する。

信託財産管理人の選定 二二七条 信託財産管理人は、選定される。

信託財産管理人の職務 二二八条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の責任 二三〇条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の選任 二三一条 信託財産管理人は、選定される。

信託財産管理人の職務 二三二条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の責任 二三三条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の選任 二三四条 信託財産管理人は、選定される。

信託財産管理人の職務 二三五条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の責任 二三六条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の選任 二三七条 信託財産管理人は、選定される。

訴訟手続 二二五条 一の各号に掲げる事由があるときは、訴訟手続は、中断する。

信託財産管理人 二二六条 信託財産管理の職務は、信託財産管理人が執行する。

信託財産管理人の選定 二二七条 信託財産管理人は、選定される。

信託財産管理人の職務 二二八条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の責任 二三〇条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の選任 二三一条 信託財産管理人は、選定される。

信託財産管理人の職務 二三二条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の責任 二三三条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の選任 二三四条 信託財産管理人は、選定される。

信託財産管理人の職務 二三五条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の責任 二三六条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の選任 二三七条 信託財産管理人は、選定される。

訴訟手続 二二五条 一の各号に掲げる事由があるときは、訴訟手続は、中断する。

信託財産管理人 二二六条 信託財産管理の職務は、信託財産管理人が執行する。

信託財産管理人の選定 二二七条 信託財産管理人は、選定される。

信託財産管理人の職務 二二八条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の責任 二三〇条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の選任 二三一条 信託財産管理人は、選定される。

信託財産管理人の職務 二三二条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の責任 二三三条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の選任 二三四条 信託財産管理人は、選定される。

信託財産管理人の職務 二三五条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の責任 二三六条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の選任 二三七条 信託財産管理人は、選定される。

訴訟手続 二二五条 一の各号に掲げる事由があるときは、訴訟手続は、中断する。

信託財産管理人 二二六条 信託財産管理の職務は、信託財産管理人が執行する。

信託財産管理人の選定 二二七条 信託財産管理人は、選定される。

信託財産管理人の職務 二二八条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の責任 二三〇条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の選任 二三一条 信託財産管理人は、選定される。

信託財産管理人の職務 二三二条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の責任 二三三条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の選任 二三四条 信託財産管理人は、選定される。

信託財産管理人の職務 二三五条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の責任 二三六条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の選任 二三七条 信託財産管理人は、選定される。

訴訟手続 二二五条 一の各号に掲げる事由があるときは、訴訟手続は、中断する。

信託財産管理人 二二六条 信託財産管理の職務は、信託財産管理人が執行する。

信託財産管理人の選定 二二七条 信託財産管理人は、選定される。

信託財産管理人の職務 二二八条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の責任 二三〇条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の選任 二三一条 信託財産管理人は、選定される。

信託財産管理人の職務 二三二条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の責任 二三三条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の選任 二三四条 信託財産管理人は、選定される。

信託財産管理人の職務 二三五条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の責任 二三六条 信託財産管理人は、信託財産を管理する。

信託財産管理人の選任 二三七条 信託財産管理人は、選定される。

1524 留置期間・延長に際し被疑者、
陳述の機会を不登

刑事訴訟法 (二〇七条、二二五条) 第一審

裁判官にその事由を疎明して、被疑者の勾留を請求することができる。

② 前項の請求を受けた裁判官は、その遅延が内心を得ない事由に基き正当なものであると認める場合でなければ、勾留状を発することができない。

③ 前項の規定により弁護人の選任を請求することができる旨を告げるに当たっては、弁護人の選任を請求するに資する資料を提出しなければならない旨及びその資料が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会(第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。(平成一六法六二本項追加)

④ 裁判官は、第一項の勾留の請求を受けたときは、速やかに勾留状を発しなければならない。ただし、勾留の理由がないと認めるとき、及び前条第二項の規定により勾留状を発することができないときは、勾留状を発しない。直ちに被疑者の釈放を命じなければならない。

⑤ 裁判官又は裁判長の権限は、
 ① 勾留状の発付
 ② 勾留の請求
 ③ 勾留の解除
 ④ 勾留の延長
 ⑤ 勾留の再延長
 ⑥ 勾留の再延長の再延長
 ⑦ 勾留の再延長の再延長の再延長

② 前項の請求を受けた裁判官は、その遅延が内心を得ない事由に基き正当なものであると認める場合でなければ、勾留状を発することができない。

③ 前項の規定により弁護人の選任を請求することができる旨を告げるに当たっては、弁護人の選任を請求するに資する資料を提出しなければならない旨及びその資料が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会(第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。(平成一六法六二本項追加)

④ 裁判官は、第一項の勾留の請求を受けたときは、速やかに勾留状を発しなければならない。ただし、勾留の理由がないと認めるとき、及び前条第二項の規定により勾留状を発することができないときは、勾留状を発しない。直ちに被疑者の釈放を命じなければならない。

⑤ 裁判官又は裁判長の権限は、
 ① 勾留状の発付
 ② 勾留の請求
 ③ 勾留の解除
 ④ 勾留の延長
 ⑤ 勾留の再延長
 ⑥ 勾留の再延長の再延長
 ⑦ 勾留の再延長の再延長の再延長

② 前項の請求を受けた裁判官は、その遅延が内心を得ない事由に基き正当なものであると認める場合でなければ、勾留状を発することができない。

③ 前項の規定により弁護人の選任を請求することができる旨を告げるに当たっては、弁護人の選任を請求するに資する資料を提出しなければならない旨及びその資料が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会(第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。(平成一六法六二本項追加)

④ 裁判官は、第一項の勾留の請求を受けたときは、速やかに勾留状を発しなければならない。ただし、勾留の理由がないと認めるとき、及び前条第二項の規定により勾留状を発することができないときは、勾留状を発しない。直ちに被疑者の釈放を命じなければならない。

⑤ 裁判官又は裁判長の権限は、
 ① 勾留状の発付
 ② 勾留の請求
 ③ 勾留の解除
 ④ 勾留の延長
 ⑤ 勾留の再延長
 ⑥ 勾留の再延長の再延長
 ⑦ 勾留の再延長の再延長の再延長

刑訴 第二二五条(現行犯人を受け取った司法官の引渡) 検察官、検察事務官及び司法警察職員以外の者は、現行犯人を逮捕したときは、直ちにこれを地方検察庁若しくは区検察庁の検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならない。

1524 留置期間・延長に際し被疑者、
陳述の機会を不登

裁判官にその事由を疎明して、被疑者の勾留を請求することができる。

② 前項の請求を受けた裁判官は、その遅延が内心を得ない事由に基き正当なものであると認める場合でなければ、勾留状を発することができない。

③ 前項の規定により弁護人の選任を請求することができる旨を告げるに当たっては、弁護人の選任を請求するに資する資料を提出しなければならない旨及びその資料が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会(第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。(平成一六法六二本項追加)

④ 裁判官は、第一項の勾留の請求を受けたときは、速やかに勾留状を発しなければならない。ただし、勾留の理由がないと認めるとき、及び前条第二項の規定により勾留状を発することができないときは、勾留状を発しない。直ちに被疑者の釈放を命じなければならない。

⑤ 裁判官又は裁判長の権限は、
 ① 勾留状の発付
 ② 勾留の請求
 ③ 勾留の解除
 ④ 勾留の延長
 ⑤ 勾留の再延長
 ⑥ 勾留の再延長の再延長
 ⑦ 勾留の再延長の再延長の再延長

② 前項の請求を受けた裁判官は、その遅延が内心を得ない事由に基き正当なものであると認める場合でなければ、勾留状を発することができない。

③ 前項の規定により弁護人の選任を請求することができる旨を告げるに当たっては、弁護人の選任を請求するに資する資料を提出しなければならない旨及びその資料が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会(第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。(平成一六法六二本項追加)

④ 裁判官は、第一項の勾留の請求を受けたときは、速やかに勾留状を発しなければならない。ただし、勾留の理由がないと認めるとき、及び前条第二項の規定により勾留状を発することができないときは、勾留状を発しない。直ちに被疑者の釈放を命じなければならない。

⑤ 裁判官又は裁判長の権限は、
 ① 勾留状の発付
 ② 勾留の請求
 ③ 勾留の解除
 ④ 勾留の延長
 ⑤ 勾留の再延長
 ⑥ 勾留の再延長の再延長
 ⑦ 勾留の再延長の再延長の再延長

② 前項の請求を受けた裁判官は、その遅延が内心を得ない事由に基き正当なものであると認める場合でなければ、勾留状を発することができない。

③ 前項の規定により弁護人の選任を請求することができる旨を告げるに当たっては、弁護人の選任を請求するに資する資料を提出しなければならない旨及びその資料が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会(第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。(平成一六法六二本項追加)

④ 裁判官は、第一項の勾留の請求を受けたときは、速やかに勾留状を発しなければならない。ただし、勾留の理由がないと認めるとき、及び前条第二項の規定により勾留状を発することができないときは、勾留状を発しない。直ちに被疑者の釈放を命じなければならない。

⑤ 裁判官又は裁判長の権限は、
 ① 勾留状の発付
 ② 勾留の請求
 ③ 勾留の解除
 ④ 勾留の延長
 ⑤ 勾留の再延長
 ⑥ 勾留の再延長の再延長
 ⑦ 勾留の再延長の再延長の再延長

刑訴 第二二五条(現行犯人を受け取った司法官の引渡) 検察官、検察事務官及び司法警察職員以外の者は、現行犯人を逮捕したときは、直ちにこれを地方検察庁若しくは区検察庁の検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならない。